

農地中間管理事業

農地の貸し借り お任せ下さい!!

機構を通じて担い手へ農地を集積



公益社団法人 茨城県農林振興公社

お問い合わせ先

茨城県農林振興公社 農地グループ

TEL 029-239-7131 <http://www.ibanourin.or.jp/nourin/>

農地中間管理事業のしくみ

出し手

- 規模縮小
- 経営転換
- 農地相続



借受

農地中間管理機構 (茨城県農林振興公社)

- 農地の借り受け
- 借り手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付
- 貸し付けるまでの間、農地の管理
- 簡易な条件整備（場合により）

貸付

担い手

- 規模拡大
- 新規参入



農地を貸したい場合

- 「農用地等の貸付希望申出書」を市町村の窓口まで提出してください。
- 申出書提出後、機構の定める基準により、借り受けが可能かの判断を行った後、機構が借り受けるための手続きを行います。

農地を借りたい場合

- 「農用地等の借受希望申込書」を市町村の窓口又は機構に提出し「担い手の公募」に応募いただくことが必要です。
- 出し手農家からの農地とのマッチング後に、機構が農地を貸し付けるための手続きを行います。

機構で借り受ける農地

- 農業振興地域内にある農地等であること
- 再生不能と判断される遊休農地など著しく利用困難でないもの
- 当該農地の存する地域に十分な借受希望者が確認できること
- その他、農用地の利用の効率化及び高度化に資すると見込まれるものであること

※機構の借受期間は、原則として10年以上とします。

※原則として、機構が借り受けて、2年間を経過しても借受希望者が見つからない場合は、出し手に返還します。



農地を貸したい場合

貸付希望申し出

- 貸付希望者は、市町村の窓口までご相談ください。「貸付希望申出書」を、市町村の窓口に提出頂きます。
※申出書は、機構ホームページに掲載するほか、市町村窓口にも用意します。

農地状況の確認

- 貸付希望農地の状況（現状、面積、権利関係、希望賃料など）について、確認させていただきます。
※確認の結果、借りられない農地もあります。

機構での借受

- 機構の定める基準により、借り受けが可能となった場合、機構が借り受けるための手続きを行います。
※具体的な貸付期間や賃料等の諸条件について協議します。

機構での中間管理権の設定

- 契約書の作成や農地法の許可は不要です（農用地利用集積計画の公告により、機構での中間管理権が設定されます）。
- 一定の要件を満たせば、機構集積協力金が市町村から支払われます。（4ページ参照）



農地を借りたい場合

担い手公募への応募

- 機構が行う「担い手の公募」に応募していただくことが必要です。
- 募集は機構ホームページ上で、年数回、市町村ごと、またはそれより小さい区域内ごとについて行います。
※応募用紙（借受希望申込書）は、機構ホームページに掲載するほか、公募実施市町村窓口にも用意します。
※市町村の窓口、または機構へ直接ご提出下さい。

応募内容の公表

- 応募された方の氏名、応募内容を機構ホームページで公表します。

農地のマッチング

- 貸付期間や賃料等の諸条件について調整のうえ、借受希望内容に適合する農地について、貸付に向けた協議を行います。

賃借権等の設定

- 農地の協議が整った場合、機構が農用地利用配分計画を定めます。
- 契約書の作成や農地法の許可は不要です（農用地利用配分計画の決定、公告によって賃借権等が設定されます）。

メリット措置

農地の出し手に対する支援（機構集積協力金）

(1) 地域に対する支援（地域集積協力金）

地域における話し合い（人・農地プラン）により、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域に対し、地域集積協力金を支払います。

※「地域」とは、集落・学区など、実際の話し合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいいます。

※農地中間管理機構への貸付けは、原則として10年以上です。

地域集積協力金

[機構への貸付割合] [交付単価]

2割超5割以下：2.0万円／10a(2.4万円/10a)

5割超8割以下：2.8万円／10a(3.2万円/10a)

8割超：3.6万円／10a(4.0万円/10a)

※平成27年度までの交付単価です。

※()の単価は、被災農地6市村（北茨城市、高萩市、日立市、東海村、鹿嶋市、神栖市）の単価になります。

[協力金の使途]

地域が市町村と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができます。

(2) 個々の出し手に対する支援（経営転換協力金・耕作者集積協力金）

機構に農地を10年以上貸し付けた個々の出し手の皆さんを支援します。

経営転換協力金

[貸付等を行う面積] [交付単価]

0.5ha以下：30万円／戸

0.5ha超2.0ha以下：50万円／戸

2.0ha超：70万円／戸

[交付対象者]

機構へ自作地を貸し付けた農業者等

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

※遊休農地の所有者は対象になりません。

※被災農地6市村の遊休農地については、各市町村に相談願います。

耕作者集積協力金

[交付単価]

2万円／10a

※平成27年度までの交付単価です。

[交付対象者]

機構の借受農地に隣接する農地又は面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地（交付対象農地）の機構への貸し付けに協力した農業者

※遊休農地は対象になりません。

※経営転換協力金については、機構を介さず集落営農組織との間で特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象となります。

※「1. 地域に対する支援」と「2. 個々の出し手に対する支援」の両方の要件を満たした農地については、地域と個々の出し手がそれぞれ交付を受けることができます。